

この「たより」は秩父市の皆様に、「コミュニティ・スクール」を知ってもらうためのものです。

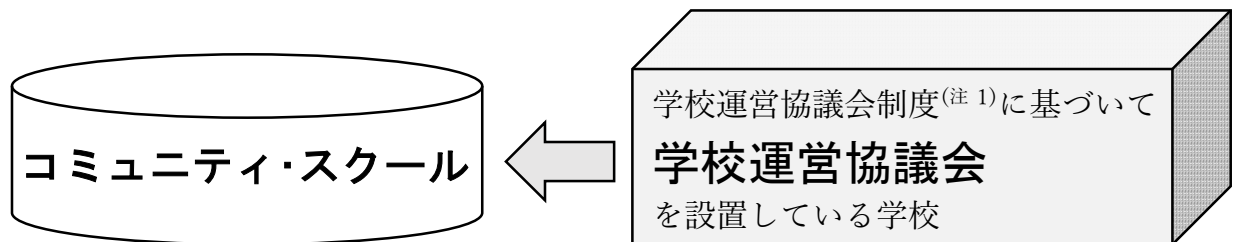
平成 30 年 5 月 30 日発行
秩父市教育委員会



秩父市コミュニティ・スクールだより

No.2

コミュニティ・スクールとは



(注1)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に記されています。

平成 30 年度、秩父市内のすべての小・中学校（小学校 13 校、中学校 8 校）がコミュニティ・スクールへ移行します。

- ✓ 学校運営協議会は、従来の学校評議員と似ていますが、学校運営協議会は合議体であり（議決権がある）、学校運営協議会で話し合った内容は、実際の教育活動に直接反映されます。

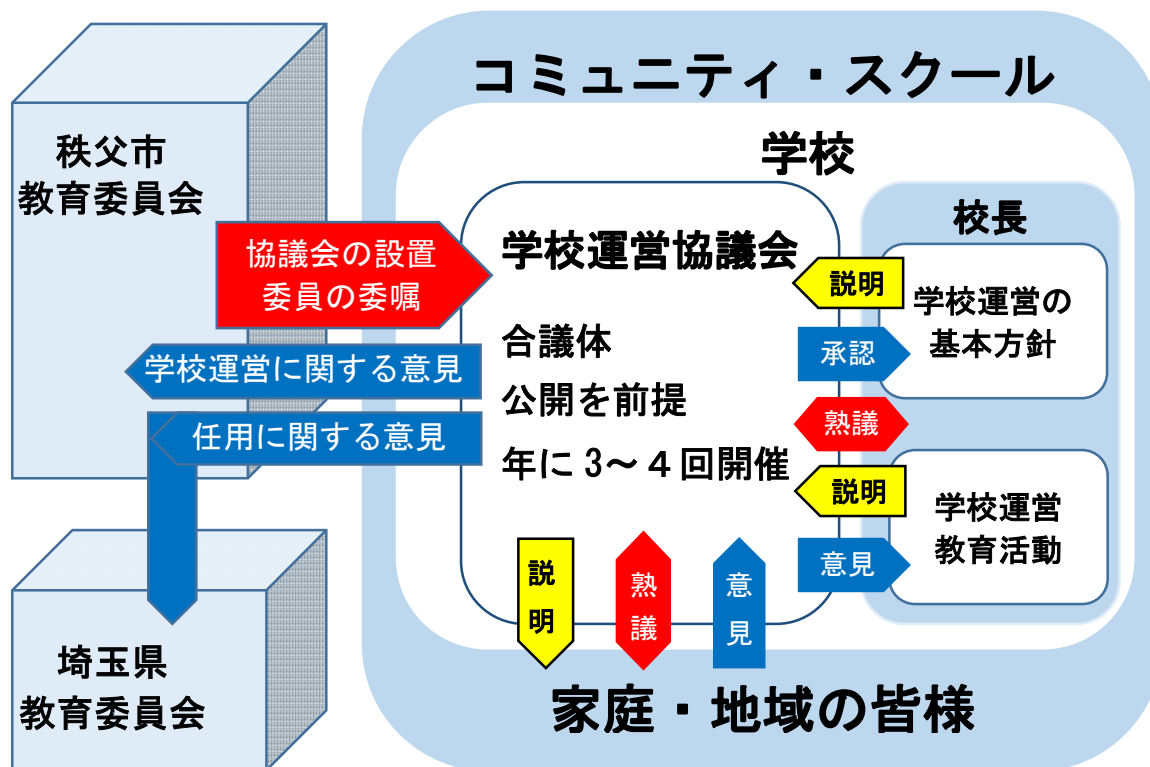
学校運営協議会 3 つの権限

1. 校長は、教育課程編成等基本的な事項について、基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。（必須）
2. 学校運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。（任意）
3. 職員の採用その他任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるすることができる。（任意）

- 平成 30 年度、市内すべての小・中学校で、学校評議員は学校運営協議会（コミュニティ・スクール）へ移行します。

この「たより」は秩父市の皆様に、「コミュニティ・スクール」を知ってもらうためのものです。

コミュニティ・スクールの全体図



- ✓ 学校運営協議会は、秩父市教育委員会より委嘱された委員^(注2)により、地域の皆様の意見を反映させながら、運営していきます。また、コミュニティ・スクールは、地域の皆様の参加によって「地域とともにある学校」を推進するためのものです。コミュニティ・スクールを知るだけでなく、是非参加してください。

(注2)委員や組織については、秩父市学校運営協議会規則により、定められています。
秩父市教育委員会のホームページ（下記）より見られます。

- ✓ 学校運営協議会は、原則として「公開」され、参観することができます。
- ✓ 学校運営協議会は、学校と家庭・地域が共通の認識を持つために、話し合いをもつ場であり、そのために、「熟議」（熟慮と議論）が必要です。
「熟議」については、また紙面を改めて詳しくお伝えしたいと考えています。

秩父市教育委員会学校教育課

電話 0494-25-5228 ホームページ <http://www.city.chichibu.lg.jp/1900.html>